

別表（第5条関係）

費目	使 途 内 容	使途禁止事項
人件費	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費	家族の雇用
会議費	政務活動のために必要な、外部折衝に係る経費若しくは会費（このうち飲食費を除く会場費、資料費及びその他事務費として1人3,000円以内とする。）又は自らが主催する会議の会場に係る経費	政党のパーティー又は飲食を主目的とした会議
視察・研修費	視察、研修会又は報告会に係る経費（講師又は協力者への謝礼を含む。）	所属政党の研修会又は大会
通信費	1 会派に関するもの 固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、郵便、宅配便等に係る経費 2 議員に関するもの 2回線以上保有する固定電話のうち、議員活動専用を使用する旨を議長に届け出ている1回線に係る経費及びインターネットに係る経費	
交通費	タクシー料金、バス運賃、鉄道運賃、航空運賃等の移動に係る経費	自家用車のガソリン代、有料道路利用料又は駐車料金
印刷費	政務活動報告書その他政務活動に必要な資料の複写又は印刷に係る経費	
消耗品費	文房具、コピー用紙、インク、トナー、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録媒体をいう。以下同じ。）等の消耗する物品に係る経費	
備品費	パソコン、プリンター、ファクシミリ、カメラ、事務機器等で1物品が100,000円以上のものの購入に係る経費	
図書・資料費	新聞、書籍、資料、電磁的記録媒体等の購入に係る経費	所属政党が発行する新聞
レンタル・リース費	レンタル又はリース契約により物品を一定期間賃借するための経費	日常的に使用する自動車、バイク等
課題別経費	会派が個々具体的な課題解決に向け調査し、又は研究するための経費（この表に規定する費目及び使途内容に基づく経費に限る。）	
他の項目に属さない経費	上記以外の経費で政務活動に必要な経費	

(平30条例18・一改)